

王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震改修の実施の促進を図り、地震発生時における住宅の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を守るため、町内に存する既存木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対して、予算の範囲内において、王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士又は奈良県木造住宅耐震診断員として登録されている者（以下「建築士等」という。）が、一般財団法人日本建築防災協会が発行した2012年改訂版「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により住宅を評価する方法をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険があると判断された住宅の改修工事で、耐震診断による構造評点（以下「構造評点」という。）が1.0未満又はこれと同等であると診断されたものに対して行う、改修後の構造評点を1.0以上とするための工事をいう。
- (4) 耐震シェルター 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るために住宅内の一部に木材、鉄骨等で強固な箱型の空間を作り、安全を確保するもので、国土交通省、都道府県、一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本総合試験場又は官民が連携している協議会（以下「国土交通省等」という。）で確認又は評価を受けたものをいう。
- (5) 耐震シェルター工事 構造評点が1.0未満のもので倒壊の危険があると判断された住宅における耐震シェルターの設置工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行の日（昭和56年6月1日）前に建築された住宅であること。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、耐震改修工事又は耐震シェルター工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者（共有の場合にあっては、共有者の全員により合意された代表者）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 事業対象建築物の相続登記が完了していない場合にあっては、相続権利者を代表する者であることを確約できること。
- (3) 国その他地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、劣化の改善のみを行う改修工事は、交付の対象としない。

- (1) 耐震改修工事
- (2) 耐震シェルター工事

2 前項の工事は、交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものでなければならない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 耐震改修工事 耐震改修工事に係る経費に 3 分の 1 を乗じて得た額 (1,000,000 円を限度とし、1,000 円未満の端数は、切り捨てる。)

(2) 耐震シェルター工事 耐震シェルター工事に係る経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 (250,000 円を限度とし、1,000 円未満の端数は、切り捨てる。)

2 補助金の交付は、補助対象住宅 1 棟に対し、1 回限りを原則とする。

3 補助金の交付は、対象者ごとに、1 年度につき 1 回限りを原則とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、耐震改修工事等の請負契約を締結する前に町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象住宅の位置図及び写真

(2) 耐震改修工事等の見積書及び内訳書の写し (任意様式)

(3) 既存木造住宅耐震改修設計内容及び工事費用確認書 (様式第 1 号)

(4) 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類

(5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類

(6) 所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は所有者の同意書 (様式第 3 号)

(7) 耐震診断結果報告書の写し

(8) 国土交通省等で確認又は評価を受けたことが確認できる書類 (耐震シェルター工事のみ)

(9) 確約書 (様式第 4 号。第 4 条第 2 号の規定に該当する場合に限る。)

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、補助金の交付を決定したときにあつてはその旨を既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付をしないことを決定したときにあつてはその旨を既存木造住宅耐震改修事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（工事の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに町長と変更協議をしなければならない。

2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の変更申請を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

4 第1項の変更協議において、工事内容のみに変更が生じる場合は、王寺町既存木造住宅耐震改修工事等変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

5 交付決定者は、耐震改修工事等を中止しようとするときは、王寺町既存木造住宅耐震改修工事等中止届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、耐震改修工事等が完了したときは、速やかに既存木造住宅耐震改修工事等完了報告書（様式第9号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）耐震改修工事等の契約書の写し

（2）耐震改修工事等の着手前、工事中（隠ぺいとなる部分含む）及び完了時の施工写真

（3）耐震改修工事等の領収書の写し

（4）前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の額を確定し、既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者から提出される既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書（様式第11号）により補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 不正な手段により補助金交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定内容、町長が付した条件、この要綱その他法令等に違反したとき。

（租税特別措置法又は地方税法による証明書の発行）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者から、当該補助に係る耐震改修工事について、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の11の2第4項の規定による住宅耐震改修証明申請書又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書の提出があった場合には、それぞれの証明に係る要件を満たしていることを確認した上で、証明書を発行することができる。

（調査等に対する協力）

第15条 交付決定者は、この要綱による補助金の交付等に関し、町長が必要な調査をし、又は報告を求めたときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。